

議案第 1 1 6 号

## 静岡市立日本平動物園条例の一部改正について

静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市立日本平動物園条例の一部を改正する条例

静岡市立日本平動物園条例（平成15年静岡市条例第232号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「610円」を「620円」に、「490円」を「500円」に、「2,400円」を「2,510円」に、「600円」を「610円」に改める。

別表第 3 中「1,540円」を「1,570円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第 4 中「13,110円」を「13,350円」に、「96,210円」を「97,990円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市立日本平動物園条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に入園料を納付した者（定期入園に係る入園料を納付した者を含む。）は、施行日以後に、当該納付した入園料により（定期入園に係る入園料を納付した者にあつては、当該入園料に相当する期間において）静岡市立日本平動物園に入園することができる。

- 3 新条例別表第 4 の規定は、管理の期間が施行日以後にわたる管理に係る使用料について適用し、施行日の前日までに管理の期間が満了する管理に係る使用料については、なお従前の例による。

#### （施行前の準備）

- 4 新条例別表第 4 の規定に基づく静岡市立日本平動物園の管理の許可に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。